

## 東京都花粉症対策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1 花粉症に係る調査研究の手法を確立し、実態の把握及び予防・治療方法の検討を行うとともに、適切な保健指導を講ずるため、東京都花粉症対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 花粉症に係る基礎的研究に関すること。
- (2) 花粉症に係る実態調査の手法に関すること。
- (3) 花粉症に係る予防・治療方法に関すること。
- (4) 花粉症に係る保健指導に関すること。
- (5) その他花粉症対策の推進に関すること。

### (組織)

第3 委員会は、花粉症及び花粉に関する学識経験を有する者のうちから、保健医療局長が委嘱又は任命する委員15人以内で組織する。

第4 専門の事項を検討するため必要があるときは、東京都花粉症対策検討委員会に専門委員を若干名置くものとする。

### (委員の任期)

第5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第6 専門委員の任期は、保健医療局長が指定した期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び権限)

第7 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (部会)

第8 保健医療局長は、専門の事項を検討するため必要があるとき、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、委員及び委員以外の関係者のうちから保健医療局長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その選任及び職務等は、第7（会長及び権限）に準ずるものとする。

### (招集)

第9 委員会及び部会は、保健医療局長が招集する。

### (関係者の出席)

第10 会長は、必要に応じて委員会及び部会に、その都度関係者を出席させることができる。

(会議録等の取扱い)

第11 委員会並びに部会の会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、会長（部会にあっては部会長。以下同じ。）又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議録等を公開するときは、会長は、必要な条件を付することができる。

(事務局)

第12 委員会及び部会の庶務は、健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。